

2020年6月8日

農林水産大臣

江藤 拓 様

NPO 法人 日本有機農業研究会
理事長 魚住道郎

NPO 法人 有機農業推進協会
理事長 本城 昇

家畜伝染病予防法に基づく家畜の「飼養衛生管理基準」(案)についての意見

(パブリック・コメント6月11日締切)

貴省は、このほど、家畜伝染病予防法に基づく家畜の「飼養衛生管理基準」(案)に対する意見を募集しています。豚熱などの感染症に対して、十分な発生予防策と蔓延防止の対策をとるべきであるということ自体はうなずけるものですが、以下の「放牧中止」の規定は、特に問題があります。

この規定は、放牧に依拠又はその活用を図る農業者の健全な家畜の飼養の営みを破壊し、その動物の生理的・行動的要求に配慮した飼養の継続を不可能にするものであり、法の本来予定する運用範囲を逸脱する著しく不当な過剰規制となるばかりか、それら農業者が放牧という飼養方法を取り健全な営みを継続して展開することを否定し、その基本的な権利を侵害する違憲ともいえる過剰規制となっています。

このため、この規定の「削除」を要求いたします。説明・理由は、以下のとおりです。よろしくご高配のほど、お願いいたします。

【削除を要求する規定】

(1) 「牛、水牛、鹿、めん羊、山羊」の同基準(案)Ⅲ-26 畜舎外での病原体による汚染防止

「大臣指定地域においては、放牧場、パドック等における舎外飼養を中止すること」

(2) 「豚、いのしし」の同基準(案)Ⅲ-28 畜舎外での病原体による汚染防止

「大臣指定地域においては、放牧場、パドック等における舎外飼養を中止すること」

※「大臣指定地域」 いのしし等の野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域

【説明と理由】

(1) 経過などの説明

2018年9月から悪性の家畜伝染病である豚熱(ぶたねつ、CSF。豚コレラと呼んでいた)が

岐阜県で発生、その後、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県へと感染が拡大しました。これは、同病に感染した野生イノシシにより拡大したとみられています。

すでに農水省は、こうした家畜の伝染病発生の予防・蔓延防止対策を強化するため、今国会で「家畜伝染病予防法」の一部を改正（4月3日公布）、併行して「豚、いのしし」の「飼養衛生管理基準」も改正しました（3月9日施行）。

今回の意見募集（パブリック・コメント）は、これを「豚、いのしし」（以下、豚等基準）だけでなく、「牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、」（牛等基準）及び「鶏その他家きん」（家きん基準）にも適用すると共に、「豚等基準」も含めて、さらに強化するための改正案です。

先に述べたように、豚熱などの感染症に対して、十分な発生予防策と蔓延防止の対策をとるべきであるということ自体はうなずけるものであり、同改正案には詳細な対策が加えられています。「封じ込め」作戦では初動が大切とも言われることから、日頃からの用意周到な対策と緊急時の敏速な行動が求められるし、都道府県間の対策の平準化や情報共有も重要でしょう。

しかし、今回、行き過ぎともいえる著しく不当な過剰規制であるといえるような「放牧中止」の規定が追加されています。それが、上述の「大臣指定地域」に指定された場合に、「放牧場、パドック等における舎外飼養を中止すること」という、「放牧中止」規定です。この規定は、「牛等基準」にも加えられました。

すでに先の「豚等基準」（3月9日公布）には、「放牧制限の準備」の項目があり、「放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を飼養できる畜舎の確保」をするとされました（I-9）。同様の規定は、今回、「牛等基準」にも追加されています（I-9）。今回の基準案は、それよりさらに踏み込んだ規定となっているのです。なお、「家きん基準」では、野鳥との接触を避けるため家きん舎等に「防鳥ネット」を張る規定が以前からあります（III-24）。

これらの基準が決まると、7月1日から施行されます。そしてそれは、現在、6月23日までのもう一つのパブコメで提案されている都道府県知事が行う「飼養衛生指導等指針（案）」により、同基準の遵守がきわめて厳しく指導されることとなります。先の改正家畜伝染病予防法では、「飼養衛生管理基準」の遵守について、都道府県知事は「指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できる」こと、さらに知事は「命令違反者を公表できる」ことも、強化された罰則として定められているからです。

（2）「大規模近代畜産」から「アニマルウェルフェア」「オーガニック」志向へ

今日、広範に野生動物が感染症ウイルス等を保持する状態になっている中で、「封じ込め」「予防的殺処分」「外界との遮断」、そして「近代的大規模畜産こそ善」という考え方一辺倒でよいのか、ということが問われています。高病原性ウイルスも、大規模・集中型の近代的畜産、まさに「三密」（密閉・密集・密接）状態で増幅されたのです。

すでに何十年も前から、家畜の動物福祉（アニマルウェルフェア）、動物の権利、エシカル消費（倫理的消費）などから、持続可能な畜産としての世界の共通項は、いわゆるオーガニック（有機農業、有機畜産）の方向を向いています。自然との共生の中で、土の健康、作物の健康、家畜の健康、人々の健康を追求するものです。

有機畜産とは、「動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養すること」（有機畜産 JAS）、すなわち、「生来の行動本能を尊重し、健全な飼い方をする」（日本有機農業研究会「有機農業のめざすもの」より）ことであり、小規模な「有畜複合」が本来的農法であり、その原型は「放し飼い」、

つまり放牧です。

具体的には、畜舎・家禽舎は風通しがよく日照があり、過密にならない広さを兼ね備えたもの。豚は土を掘り返せるような野外の運動場・放飼場、牛では草食（反芻）動物である生来の行動が可能な牧草地・採草地での放牧が必須です。日本では、シバの山地を利用した山地酪農、丘陵地や山林を活用した放牧による肉牛生産が行われています。

（３）多様な畜産、多様な経営の尊重

このような「放牧」は、牛では生来の行動本能そのものであり、そして豚では、「放牧」を多様な経営形態の一つとして、「放牧」をブランドとする経営体が少ないながらも存在します（表 銘柄豚肉について・銘柄の特徴 参照）。

【銘柄豚肉について】

銘柄の特徴	
銘柄豚肉ハンドブック'14 掲載銘柄数	398
品種等	58 (15%)
バークシャー	23
ヨークシャー	9
アグー	9
その他(金華豚、系統豚など)	17
飼養管理	16 (4%)
放牧	3
SPF	13
飼料・添加物	311 (78%)
麦類	103
飼料用米	30
さつまいも	24

資料(株)食肉通信社「銘柄豚肉ハンドブック'14」より
畜産復興課が推計
注:銘柄によっては重複あり。

このような、アニマルウェルフェアやオーガニックへの方向性をもつ持続可能な畜産を実践している経営体に対しては、その芽を摘むべきではありません。一律に大規模近代畜産の考え方の延長上の手法を適用するのではなく、きめ細かな対応がなされてしかるべきです。

実際、「豚熱」への防疫対策では、すでに放牧場の周囲には牧柵と電柵の二重の柵の設置が行われているのです。その補修点検の強化（これは「飼養衛生管理基準」にも記載されていますが）で対応可能でしょう。「放牧」を中止する必要性、有効性の根拠は示されておらず、「放牧中止」を基準とすることは、経営の存続を脅かし、著しく不当な過剰規制で、違憲ともいえる規定であると言わざるをえません。

（４）「飼養衛生管理基準」（案）から、「放牧中止」の規定を削除すべき主な理由

「豚等基準」について

- ①「放牧」を中止する必要性、有効性の根拠が示されていない。
- ②「放牧中止」の規定は、経営の存続を脅かし、違憲ともいえる著しく不当な過剰規制となっている。

③今回の基準案が出される前までに、豚については、牧柵と電柵の二重の柵の設置、「豚熱」ワクチン接種を実施した対策が採られている。

④「放牧」は、豚の銘柄一覧にも載っているように、多様な経営形態の一つであり、その特徴の根幹をなす「放牧」を中止させることは、その経営の存続を脅かす。多様な経営形態の一つとして尊重すべきである。

⑤放牧中止期間は長期に及ぶ可能性が高く、放牧されていた豚を畜舎に閉じこめることによるストレスなどにより、豚の健康上の問題が生じる。

⑥大規模・集中型の近代畜産と、小規模で、エコフィード（残飯などの活用）を使った循環型の養豚とは仕分けして対応すべきである。

「牛等基準」について

①放牧こそは、草食・反芻動物である牛の生来の行動本能そのものである。「放牧中止」は認められない。

②基準の適用に当たっては、大規模・集中型の近代畜産、酪農などと、アニマルウェルフェア、オーガニックの方向に向けた飼養、小規模の開放型の飼養などに分け、きめ細かな対応をすべきである。なお、小規模・伝統的・開放型が一様に感染症に脆弱であるかのような指導指針は改めるべきであり日頃からアニマルウェルフェア・オーガニックの方向に向けた指導をすべきである。

「家きん基準」について

①あひる（合鴨）の田んぼ（水稻稲作圃場）での飼育は、4000年に及ぶアジアの伝統農法を踏襲したものであり、野鳥との接触回避規定に該当しないことを再確認しておきたい。

②養鶏では、大規模・集中型、ウインドレスやバタリーケージなどによる密閉され、密度の高い飼養方式で、高病原性鳥インフルエンザの感染が起きている。小規模で、平飼い（土やワラなどの敷料の床、風通しがよく、日照が入る）の養鶏場からは感染事例の報告はないとされる。飼養基準等の施行に当たっては、「大規模・集中型近代養鶏」と、「小規模・平飼い」の養鶏を仕分けした、きめ細かな対応が必要である。

以上

【連絡先】

特定非営利活動法人 日本有機農業研究会

〒162-0812 東京都新宿区西五軒町 4-10-502

tel.03-6265-0148 fax.03-6265-0149

e-mail info@joaa.net <http://www.1971joaa.org>

特定非営利活動法人 有機農業推進協会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-14-12 YSビル 303号

tel. 03(5940)2313 fax. 03(5940) 2314

e-mail : yusuikyo@aurora.ocn.ne.jp <http://yusuikyo.web.fc2.com/>